

・ X ⇒ Y

【交通事故… stg 不法行為に基づく損害賠償請求権】

- ・ 信号機なし
  - ・ 自動二輪車 直進中
  - ・ 接触して転倒
- } 過失の態様 ※問われている？

・ Yには過失あり = 不法行為債権成立

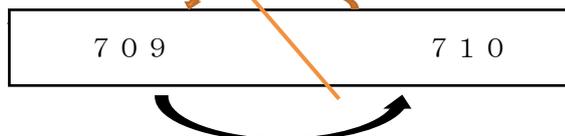
⇒ Xにも過失あり → どう判断するのか？

※ 過失相殺の内実とは？

・ 費目とは

・ 709 + 710 = 同一訴訟物？

・ 費目の流用とは



《設問1》

・ 訴訟物1つ

→問われているのは？理論的な理由 + 利点 + 選択した理由

《設問2》

Aの選択の根拠は？

※ 金額に着目

↓

同のような判断が合理的か

↓

過失相殺とは実質的にどのようなものなのか？

設問1

(1) アについて

Bの地位は？=債務者・オーバーローン状態=無資力

→ 乙債権についてどうしたいのか？給付を求めたい

= 別訴による？

↓

訴訟（2本目）

↓とすれば

142条との抵触？

= 115条1項2号（争いはあり）

↓しかし 問題文

※ 免除を主張しつつ、給付を求めたい

↓とすれば、

どんな状態か。乙債権の給付を求められるのは、両立している？

↓していない

独立当事者参加の方法による

∴ 甲債権の不存在主張 = 当事者適格を基礎づける債権の不存在

∴ 乙債権の給付の訴え

★ なぜ非両立関係なのか？

(1) イについて

「どのような判決をすべきか」=考えられるものは？認容・棄却・却下？

↓

甲債権なし、乙あり=甲債権の位置づけとは？

↓そもそも本件は

債権者代位訴訟 = 法定訴訟担当

↓訴訟担当する根拠

甲債権が存在すること（※弁済期である必要がある（例外あり））

↓仮に

不存在 = 訴訟要件欠缺

※ 両立しない独立当事者参加の帰趨

= Aの訴え却下 + Bの請求認容判決

(2) について ※2つの問い

①甲債権の存在 or ②不存在

※ 存在の場合

訴訟1の判決効拡張

= 乙債権不存在 ∴ 既判力の効果

= 請求棄却判決

※ 不存在の場合

= 当事者適格なし

= 乙債権の存在について審理の必要

設問2

Dの立場は? = 一般債権者

⇒ Dは, 乙債権についてどのような意図なのか

= 乙債権の弁済による利益にあずかることを希望

↓とすれば

DにもCへの提訴を認めるべき = なぜ訴訟??

→代位訴訟の別訴提起? 不可能

∴ 債務者Bへの判決効の拡張

↓とすれば

債権者Dにも拡張 (反射的效果論)

↓

142条に抵触

★ 訴訟1へ参加するほかなし

・ 共同訴訟参加?

= Dにも判決効が事実上及ぶから = 必要的共同訴訟の形成

・ 補助参加ではDに執行力ある判決は得られない